

農家家族の変容と高齢農業者の経営資産処分・老後生活設計

—北海道水田作地域・栗山町を事例として—

北海道大学大学院農学研究院教授 柳村 俊介
札幌学院大学教授 小内 純子

I 問題の所在

長らく多世代同居の直系家族を維持してきた我が国の農家家族は、昭和1ケタ世代の農業からのリタイヤと重なりながら急速に変化しつつある。農業後継者のみならず、家のあとづぎを確保できない農家が増え、農業経営の継承だけではなく、イエの継承もままならない状況が広がっている。

親世代と子世代の別居傾向など、イエのあとづぎや農業後継者を確保している農家についても「変容」は指摘されるが、あとづぎ・後継者不在の農家の増加が「変容」の主要な側面である。本稿が対象とする北海道についていえば、もともとイエの伝統が希薄で、農村労働市場が展開していない北海道では、後継者不在はイエのあとづぎ不在と同義である。そして、農業者は廃業後に市街地や都市に移住し、他出した子の家族と同居する場合が多くあった。しかし、農地の売却処分が困難になるとともに多世代同居と家族介護を回避する傾向が強まり、引退後も農村で生活するケースが増えている。その結果、高齢夫婦世帯や高齢単身世帯が農村での位置付けを増すことになる。

本稿の関心は、後継者不在の高齢農業者の引退行動とその帰結にある。後継者をもたない農業者が、引退を意識した時に極めて重要な関心事となるのが、農業経営資産の処分と老後の生活設計である。このふたつは連続するライフステージ上の課題であり、相互に関連をもつ。経営資産処分のいかんによって老後生活の経済的条件は変化し、他方では、公的年金、高齢者福祉、親族および近隣のネットワークのあり方等、老後生活を左右する複数の要因が存在するために、老後生活設計の側から経営資産処分を規定する面がある。これらは引退行動によって具体化され、言い換えると、経営資産処分と老後生活設計は引退行動を規定する主要な要因として位置付けることができる（以下では、「老後」を「農業経営者の引退後」という意味で用いる）。

ところで、1990年代から担い手支援を基調とする農業構造政策が展開する一方、高齢農業者等の農地供給サイドに向けた政策は後退した。この傾向が最も鮮明に現れたのが2001年の農業者年金制度の改定による経営移譲年金の廃止である。経営移譲年金は、農業経営から引退する農地等の権利者に年金支給額を加給することによって、農業経営者の世代交代と農地流動化をはかる制度であった。新たな農業者年金制度は、経営移譲年金に替え、政策支援措置として認定農業者等を対象とする特例付加年金を創設した。つまり、農地供給サイドへの配慮が薄れ、需要サイドへのメリット付与が重視されるようになったのである。

同様の傾向は農地利用集積円滑化事業交付金についても指摘できる。「出し手」も受け取ることができた交付金を廃止し、2011年度から支給対象を「受け手」だけに絞った戸別

所得補償制度・規模拡大加算に変更した^{注1)}。こうした政策の傾向は地価・地代の長期下落傾向と並行して現れており、高齢農業者の農地処分に対する経済的インセンティブは低下せざるをえない。

さらに、介護保険制度の開始等、老後生活設計に大きな影響を与える動きが過去10年余の間にみられた。これらの総体が高齢農業者の引退行動につながるのだが、このテーマに関する体系的な研究は十分に行われていない。以下では、北海道農業における後継者不在の高齢農業者の引退行動、特に引退の遅延に注目し、経営資産処分、老後生活設計、引退行動の関連とそこに生じる問題の構図を把握するためのモノグラフを試みる。まず高齢農業者の引退が遅延する傾向を統計的に確認した上で、北海道夕張郡栗山町において実施した調査の結果を分析する。

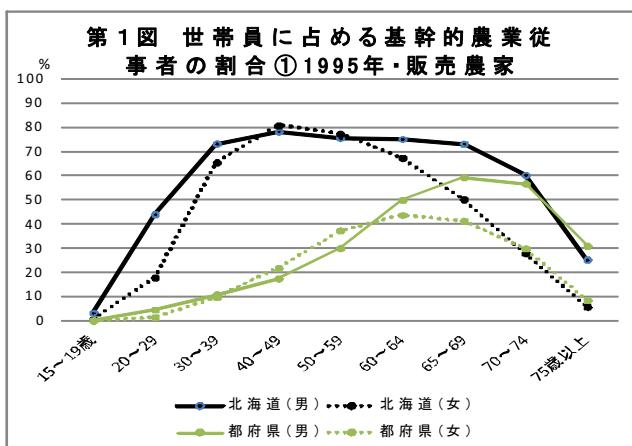
注1) 2012年度から農林水産省は市町村が定める「人・農地プラン」に基づいて農地提供者に30万～70万円の農地集積協力金を交付する政策を予定しているおり、政策の振幅が大きい。

II 引退行動に関する統計的観察

1 引退の遅延

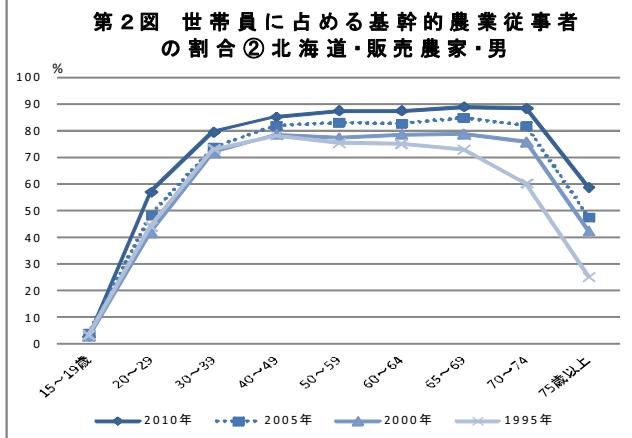
まず、農業者の引退が近年、遅延する傾向がみられることを「農業センサス」によって確認する。1995年における世帯員に占める基幹的農業従事者の割合を示すと（第1図）、グラフの形状は地域別・男女別に大きく異なることがわかる。

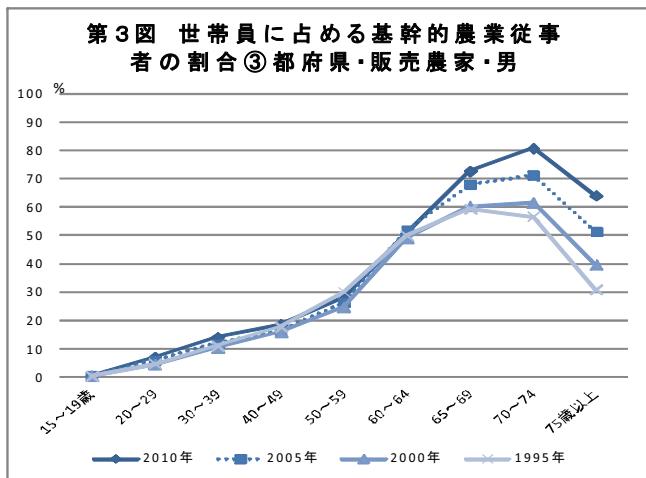
①北海道では40代で基幹的農業従事者の割合が約80%に達する。男は60代後半まで漸減しつつ70%台を維持するが、女は加齢に伴う低下が急である。ピークの40代、50代では男女が肩を並べるが、若年層と高齢層では男が女を大きく上回る^{注1)}。



②都府県では基幹的農業従事者割合が最も高いのは男が60代後半の約60%，女が60代前半の約45%弱である。ほとんどの年齢層で北海道に比べて割合が低い。40代と50代では女が男を上回るが、60代前半以上では男が逆転する。

次に1995～2010年の変化を男についてみると（第2図、第3図），高齢





第1表 男の世帯員に占める農業後継者・農業経営者の割合

		15~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70~74歳	75歳以上
北海道	経営者	—	3	50	88	95	70	40	21
	後継者	45	64	40	7	2	—	—	—
	その他	55	33	10	5	3	30	60	79
2005年	経営者	0	3	43	87	94	74	46	22
	後継者	21	51	36	6	2	—	—	—
	その他	79	46	21	7	4	26	54	78
2010年	経営者	0	3	35	84	94	80	53	27
	後継者	—	1	15	53	85	87	68	40
	その他	40	63	74	42	12	—	—	—
都府県	経営者	60	36	11	6	3	13	32	60
	後継者	0	1	11	45	80	91	78	51
	その他	24	47	64	43	16	—	—	—
2010年	経営者	76	52	26	12	4	9	22	49
	後継者	0	1	7	35	74	92	86	59
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—

資料:「農業センサス」

注:農業後継者の50~59歳の数値は50歳以上の後継者の人数を50~59歳の世帯員数で除して求めた。

後継者割合も低下しており、「その他」の世帯員の割合が増している。

引退の遅延という点では共通するが、都府県の男の農業者のライフサイクルが従来の特徴を強めたのに対し、北海道では都府県に近づく動きを示し、引退行動のパターンが変化していることが示唆される。

2 引退遅延の背景

引退の遅延の背景と考えられる要因をいくつかあげると、第1に、当然のことながら、農業後継者がいる農家の減少がある（第2表）。同居農業後継者がいる販売農家の割合は2000~05年の5年間に北海道で9ポイント、都府県で13ポイント低下している。2005~10年では北海道で3ポイントの上昇がみられるが、依然、都府県に比べて低い割合に留まっている。

また、「2005年農業センサス」によると、北海道では、65歳以上の販売農家のうち子どもがいない世帯の割合が高く、世帯主年齢が65歳

層で基幹的農業従事者の割合が高まる傾向が認められる。北海道では40代以上の割合が高まり、1995年では40代であった基幹的農業従事者割合のピークが2005年では60代後半になる。都府県では基幹的農業従事者割合の上昇は60代後半以上で現れており、60代後半から70代前半をピークとする特徴がより強まった。

男の世帯員に占める農業後継者と農業経営者の割合をみると（第1表）、第1に、北海道では経営者割合と後継者割合が30代で拮抗するが、都府県では40代である。また経営者割合のピークは北海道では50代だが、都府県では60代と、世代交代の時期が異なることがうかがえる。

第2に、2000年と2005年を比較すると、世代交代の遅延が認められる。60代以上層における経営者割合が高まる一方、30~50代では経営者割合が低下している。30代以下では

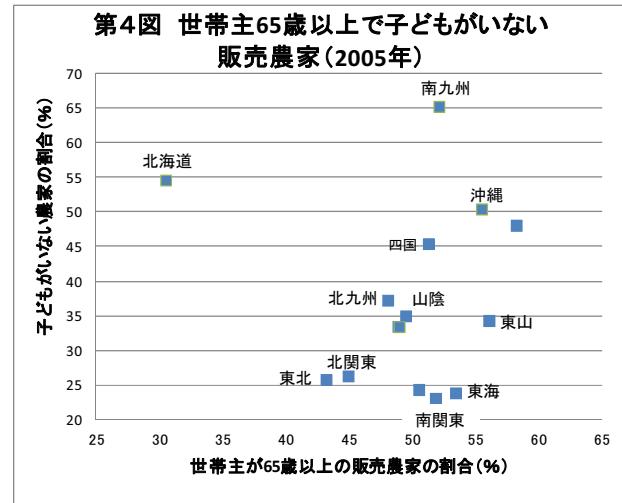
第2表 後継者がいる販売農家の割合
単位:%

	同居農業後継者がいる	他出農業後継者がいる	
北海道	2000年	30	4
	2005年	21	4
	2010年	24	7
都府県	2000年	58	13
	2005年	45	11
	2010年	42	18

資料:「農業センサス」による。

以上の販売農家の割合は低いが、子どもがいない世帯主年齢 65 歳以上の世帯、すなわち高齢者世帯の割合（17%）は全国平均水準（16%）をやや上回る水準にある。

第 2 に、総所得中の農業所得の重要性である。「農業経営調査報告・経営形態別経営統計」の「農業主従別統計表」によって「農業従事が主・生産年齢人口なし」の所得をみてみよう（第 3 表）^{注 2)}。北海道、都府県ともに所得の最大の構成要素は公的年金給付金であるが、北海道ではその割合が低く、金額も減少している。その一方、農業所得の割合が高く、しかも交付金・共済金等の農業雑収入がその多くを占めるようになっている。また、10 a 当たりの農業所得と支払小作料を求める（第 4 表），北海道・都府県ともに両者の開きは大きく、離農して農地を貸し付けた際には所得低下が避けられない。総所得に占める農業所得の割合が低く、「生産年齢人口あり」の経営体に比べて 10 a 当たり農業所得の位置づけが低い都府県の「生産年齢人口なし」についても同様であり、地代と農業所得を比較する限りは、「可能な限り農業を継続」を選択する経済的条件が存在するといえる。



第3表 「農業従事が主である経営体・生産年齢人口なし」の所得
単位:千円, %, 人

	総所得	総所得=100に対する比率				
		農業所得	農業雑収入	農外所得等	地代・利子等	公的年金給付金
北海道	99~03年平均	5,337	28	9	35	7
	2004年	3,659	47	21	2	4
	2005年	3,755	50	26	5	3
	2006年	3,305	41	21	13	5
	2007年	3,172	47	27	9	5
	2008年	3,095	38	27	18	11
	2009年	3,136	42	33	11	8
都府県	04~09年平均	3,354	44	26	9	6
	99~03年平均	6,040	8	1	49	5
	2004年	3,397	17	3	21	4
	2005年	3,572	15	3	22	5
	2006年	3,564	16	3	20	4
	2007年	3,393	16	3	18	5
	2008年	3,470	14	3	20	4
	2009年	3,444	12	4	18	4
	04~09年平均	3,473	15	3	20	5

資料:「農業経営統計調査報告・経営形態別経営統計(個別経営)」による。

第4表 「農業従事が主の経営体」の農業所得と支払小作料

	A 農業所得/10a		B 支払小作料/10a		B/A	
	99-03年 平均	04-09年 平均	99-03年 平均	04-09年 平均	99-03年 平均	04-09年 平均
北海道	生産年齢人口あり	37.4	31.7	8.5	8.0	0.23
	生産年齢人口なし	27.5	31.8	13.4	6.6	0.49
都府県	生産年齢人口あり	125.9	114.4	17.3	14.6	0.14
	生産年齢人口なし	46.2	39.8	12.8	12.2	0.28

資料:「農業経営調査報告・経営形態別経営統計」による。

注 1) 北海道農業における「早期の経営継承」については柳村(1998)を参照されたい。

注 2) 2003 年以前と 2004 年以後で統計調査の体系が変わったので、前後をつなげて比較することはできない。

III 栗山町における農家家族の現状と将来指向

1 頗著な一世代化・高齢化

次に、栗山町の農家を対象に、農家家族の高齢化とそれに伴う問題の所在について検討していく。栗山町は南空知の水田地帯に位置しているが、地形・土壤的条件からみると、典型的な南空知の大規模水田農業地帯とは異なり、北空知の近い特徴をそなえている（棚橋・佐久間(2011),p.7）。実際、経営耕地規模別では、2005 年段階で、5.0ha 以上 10.0ha 未満層が 38.3% と最も厚く、10ha 以上 20.0ha 未満層（26.8%）と合わせると 65% の農家がこの規模に集中している。作目は、米のほか、畑作物として小麦・大豆・小豆・馬鈴薯、露地野菜としてタマネギ・カボチャ、施設栽培として野菜と花卉があり、各農家において多様な作目が栽培されている。この背景には、この間、栗山町で、「拡大と集約」をスローガンに、各農家の条件に応じた経営展開を積極的に推進してきたという事実がある（柳村(2011), pp.57-58）。

農業生産面でこうした特徴をもつ栗山町の農家の世帯構造については、2011 年 3 月に北海道地域農業研究所が発行した『北海道における農村福祉問題の構図と農協福祉活動の展望』『同一世帯構造分析編一』（以下、地域農研報告書）で詳しく分析されている。まず、そこで明らかにされている点を確認しておきたい。

そこでは栗山町農家 638 戸（土地持ち非農家 98 戸を含む）について農家台帳をもとに分析が行われているほか、酪農の浜中町（218 戸）、畑作の訓子府町（317 戸）との比較が試みられている。これら 3 地域の比較を通じて明らかにされている点は、栗山町の農家の高齢化率の高さと 1 世代世帯の占める比重の大きさである。すなわち、高齢化率は、浜中町 27.7%，訓子府町 28.6% に対して、栗山町は 40.7% と際だって高い。また、1 世代世帯の比率は、浜中町 7.3%，訓子府町 5.4%，栗山町 32.3% と、やはり栗山町が突出しており、逆に 3 世代世帯以上の比率は、浜中町 58.3%，訓子府町 56.1%，栗山町 38.7% となっている。その結果、栗山町では経営主の年齢が 65 歳以上である 1 世代世帯が、実に全体の 27.1% を占める事態が出現している。他の 2 地域に比べて栗山町の農家の世帯構造の脆弱性は頗著であり、後継者不在の高齢者夫婦（あるいは単身）の存在が予想されている（坂下(2011), 棚橋・佐久間(2011)）。

このように高齢者の 1 世代世帯が多数存在している栗山町の農村地域は、浜中町や訓子府町とは異なる固有の地域的課題を抱えていることがわかる。以下では、2011 年 8 月に、栗山町の全農家を対象に実施された「栗山町農家意向調査」結果から、農家家族の現状と将来指向について把握し、地域が抱えている固有の課題の一端を明らかすることを試みる。

2 世帯構造と後継者の有無

以下の分析で用いるのは「栗山町農家意向調査」で得られた 481（うち 23 は法人）のデータである^{注1)}。まず、先の地域農研報告書の分析結果との比較を通じ、今回の調査対象者の特徴をみておきたい。高齢化率は、今回のデータでは 35.4% であり、前回のデータより 5% ほど低くなっている。世帯構造は、1 世代世帯 36.1%（前回データ 32.3%），2 世代世帯 38.9%（同 29.5%），3 世代世帯 21.7%（同 32.4%）で（第 5 表），前回データと比べ

第5表 経営主年齢別世帯構造

	経営主年齢	1世代	2世代	3世代	4世代	計
実数 (人)	65歳以上	83	26	3	1	113
	55-64歳	46	64	38	1	149
	40-54歳	12	46	39	7	104
	35-39歳	0	10	3	3	16
	34歳以下	0	6	2	1	9
	計	141	152	85	13	391
比率 (%)	65歳以上	21.2	6.6	0.8	0.3	28.9
	55-64歳	11.8	16.4	9.7	0.3	38.1
	40-54歳	3.1	11.8	10.0	1.8	26.6
	35-39歳	0.0	2.6	0.8	0.8	4.1
	34歳以下	0.0	1.5	0.5	0.3	2.3
	計	36.1	38.9	21.7	3.3	100.0

資料:栗山町他「栗山町農家動向調査」より作成

非該当=3、NA=87

3 世代世帯比率が低く、1世代世帯と2世代世帯の比率がさらに高くなっていることがわかる。こうした相違は、2つのデータの入手方法の違いに基づくものと考えられる（今回の調査方法については注1を参照のこと）。ただし、訓子府町や浜中町に比して栗山町の高齢化率が高いこと、および経営主の年齢が65歳以上である1世代世帯が全農家の21.2%を占め突出していることなど、栗山町農家の最大の特徴は今回のデータでも確認することができる。この点を踏まえたうえで、以下分析を進めていく。

まず、農業後継者についてみていく。高齢者の1世代世帯が多いということは、当然、後継者なし世帯の広範な存在を予想させるが、実際はどうであろうか。第6表にみると、「農業後継者がいない」という農家が54.5%と半数を超えており、第7表で、「農業後継者がいない」という状況が生じた経緯をみたものであるが、「子どもがいるが就農しない」が約6割、「後継者候補になる子どもがいない」が約3割である。後者は、子どもがいない農家やいても女の子ばかりという農家（後述）によって構成されていると考えられる。

では、「後継者なし」以外の残り約半数の農家に「後継者がいる」のかというとそうではない。「いる」という農家は23.4%にすぎず、残りの22.1%は「未定」となっている。

第6表 農業後継者の有無

	人、%	
	実数	比率
いる	93	23.4
いない	217	54.5
未定	88	22.1
計	398	100.0

資料:表1に同じ

NA=83

第7表 農業後継者がいない場合の状況

	単位:人、%	
	人数	比率
後継者候補になる子どもがいない	60	28.3
子どもはいるが就農しない	133	62.7
その他	19	9.0
計	212	100.0

資料:表1に同じ

NA=5

第8表 農業後継者が未定の場合の状況

状況	人数	比率
子どもが幼い等、誰が後継者になるのか決まっていない	24	27.3
後継者の候補はいるが、就農するかどうか決まっていない	51	58.0
その他	13	14.8
計	88	100.0

資料:表1に同じ

第9表 農業後継予定者の状況 人、%

		実数	比率
続柄	長男	52	64.2
	二男	8	9.9
	三男	2	2.5
	長男・二男	1	1.2
	息子	2	2.5
	子ども	12	14.8
	娘婿	2	2.5
	会社役員、従業員	1	1.2
その他		1	1.2
計		81	100.0
現在の仕事	農業	62	68.9
	農業以外の仕事	6	6.7
	学生・生徒	19	21.1
	その他	3	3.3
	計	90	100.0

資料:表1に同じ

現在の仕事 NA=3、続柄 NA=12

このうち「未定」には次のような2つのタイプがある(第8表)。1つは、子どもが幼く、経営主も30、40歳代で、まだ後継を云々する段階にないため「未定」というもの(27.3%)と、後継者の候補はいるが就農するかどうか決まっていないというもの(58.0%)である。従って、後者のタイプのなかから近い将来「農業後継者がいない」農家へ移行するものが一定数出てくることが予想され、「後継者なし」農家の比率はさらに高まるものと思われる。

第9表は、「農業後継者がいる」場合の農業後継予定者の現状を示したものである。続柄でみると、長男を中心に男性が圧倒的多数を占めている。女性が農業を後継することは

いまだ少数にとどまっている。また、現在の就業状態は、農業に従事している者が68.9%、在学中が21.1%で、農業以外の仕事に就いているものは少ない。

以上のように、「農業後継者がいない」農家が半数を超える、「未定」からの移行によりこの数字がさらに押し上げられるであろうという現実は、地域農業にとって由々しき事態であり、なんらかの対策が求められる段階にあることは間違いない。

3 今後の農業経営の予定

以下では、経営者が50歳以上の農家318戸に絞って分析を進める。50代に入ると、そろそろ老後の生活に具体的な見通しをもたざるを得なくなると考えるからである。

まず農業経営についてである。第10表は、今後、体力的に厳しくなった時の対応の仕方を尋ねた結果である。「労力のかからない作物へ重心を移す」という人が48.4%と最も多く、次いで「経営耕地面積を縮小する」が37.4%である。後継者がいない経営者だけをみると、「経営耕地面積を縮小する」と「労力のかからない作物へ重心を移す」がそれぞれ48.0%占める結果となった。いずれも機械や人に頼って現在の経営を維持するというよりも、体力に合わせて経営を縮小していく方向を指向していることがわかる。

第10表 体力的に農作業が厳しくなった時の対応(複数回答) 人、%

	50歳以上の 経営者	後継者がいない 経営者			
		実数	比率	実数	比率
経営耕地面積を縮小する	68	37.4	48	48.0	
高性能の機械を購入する	13	7.1	4	4.0	
人を雇ったり作業を委託する	41	22.5	17	17.0	
労力のかからない作物に重心を移す	88	48.4	48	48.0	
家族や親類に手伝ってもらう	31	17.0	12	12.0	
その他	17	9.3	13	13.0	
回答者数	182		100		

資料:表1に同じ

50歳以上の経営者 NA=136、後継者のいない経営者 NA=117

第11表 農業からの引退時期について 人、%

	50歳以上の 経営者		後継者がいない 経営者	
	実数	比率	実数	比率
引退年齢の目安がある	75	39.3	44	40.4
60歳	5	6.7	2	4.5
65歳前後(63-67歳)	29	38.7	13	29.5
70歳前後(68-72歳)	23	30.7	14	31.8
75歳前後(73-77歳)	14	18.7	10	22.7
80歳まで(78-80歳)	3	4.0	3	6.8
90歳	0	0.0	1	2.3
その他	1	1.3	1	2.3
小計	75	100.0	44	100.0
体力の続く限り続ける	113	59.2	62	56.9
その他	3	1.6	3	2.8
計	191	100.0	109	100.0

資料:表1に同じ

50歳以上の経営者 NA=127、後継者のいない経営者 NA=103

農業から引退する時期に関する考え方をまとめたのが第11表である。「引退年齢の目安がある」という人が約4割、「体力が続く限り農業を続ける」という人が約6割である。引退年齢の目安がある場合、何歳くらいを想定しているかというと、65歳前後が38.7%、70歳前後が30.7%となっており、2割以上のものは75歳前後以上まで働くと考えている。後継者がいない経営主の方が、より高齢まで働き続けようという意志がある傾向がみられる。

いずれにせよ年金受給開始の65歳を過ぎても農業経営を継続していくことを考えている経営者が多いことがわかる。もちろんこのことは後にみるように老後の経済的な問題と直結している面もある。しかし、同時に、当地域の農業が、高齢になっても経営のかたちを変えることで継続していくことが可能であることを意味している。地域農業の視点からはともかく、高齢者福祉の視点に立てば、高齢者が自分の体力に合わせて働くことができる場所があることはプラスの要因として評価できる。高齢者の「生き甲斐」につながるような働き方を、改めて問い合わせてみる必要もあるのではないだろうか。

4 老後の生活に対する不安

さて、引退後の生活である。引退後の生活の場所については、「ずっと現住所で生活する」が42.0%、「未定・わからない」が37.2%で、早い時期に転居することを考えている人はごく限られている（第12表）。つまり、農業引退後も当面は現在の場所で生活していくことを指向している人がほとんどである。

とはいっても現在地で老後を送ることに関する不安を感じていないわけではない。第13表は主な項目について不安の程度を聞いたものである。「大いに不安を感じている」事柄としては、「生活費に充てる

所得の確保」(33.2%)と「住宅の老朽化」(30.0%)の比率が高い。次いで、「介護・介助者の確保」(26.5%)、「冬期の除雪作業」(26.4%)、「医療・介護施設の利用」(26.2%)が同程度で続く。

第12表 引退後の生活の場所(50歳以上の経営者) 人、%

	実数	比率
早い時期に転居する	9	4.3
ずっと現住所で生活する	87	42.0
しばらく現在地で生活するが、いずれは転居する	34	16.4
未定・わからない	77	37.2
計	207	100.0

資料:表1に同じ

NA=111

第13表 現在地での老後の生活についての不安(50歳以上の経営者) 人、%

	実 数					比 率				
	不安はない	少し不安	大いに不安	わからない	計	不安はない	少し不安	大いに不安	わからない	計
食料・日用品の購入	77	74	21	27	199	38.7	37.2	10.6	13.6	100.0
医療・介護施設の利用	31	84	53	34	202	15.3	41.6	26.2	16.8	100.0
介護・介助者の確保	23	75	53	49	200	11.5	37.5	26.5	24.5	100.0
交通手段の確保	45	91	38	25	199	22.6	45.7	19.1	12.6	100.0
冬期の除雪作業	38	89	53	21	201	18.9	44.3	26.4	10.4	100.0
住宅の老朽化	37	83	60	20	200	18.5	41.5	30.0	10.0	100.0
生活費に充てる所得の確保	21	95	67	19	202	10.4	47.0	33.2	9.4	100.0
頼りになる身近な人の存在	43	95	24	35	197	21.8	48.2	12.2	17.8	100.0

資料:表1に同じ

「不安はある (=大いに不安+少し不安)」でみると、「生活費に充てる所得の確保」に関しては8割、「住宅の老朽化」「冬期の除雪作業」「医療・介護施設の利用」については7割が不安を感じている結果となる。その他の項目に関しても不安を感じている人は5,6割に達しており、できるだけ現在地に住み続けたいと思いつつも、住み続けることに関する様々な不安を抱えていることがわかる。

そこで以下では、①老後の生活費の問題、②頼りにしている人と介護・介助者な問題について、やや詳しくみていくことにする。

5 老後の生活費について

老後の生活費については、もっと多くの人が不安を感じている事柄であるが、農業引退後にどの程度の生活費があれば暮らせると考えているのだろうか。第14表によれば、45.2%の人が年間200~300万円、40.2%の人が100~200万円は必要と考えていることがわかる。

では実際にはどの程度の収入を予定しているのか。まず公的年金の加入状況からみておこう。第15表は、50歳以上の経営主とその配偶者が現在加入している公的年金についてみたものである。経営者の場合、「国民年金のみ」という人が40.3%、「国民年金と農業者年金（旧制度）」の2つに加入している人が25.2%と多くなっている。次は、「国民年金と農業者年金（新制度）」「国民年金と厚生年金」であるが、いずれも7%台と少ない。配偶者の場合は73.8%が国民年金のみの加入で、2番目に多い「国民年金と厚生年金」でも8.1%にすぎない。また、経営者の場合は、年齢による違いが顕著にみられる。70代の人は51.4%が「国民年金と農業者年金（旧制度）」に加入しているが、60代、50代になるに従って低下し、50代の加入者は13.5%にとどまる。50代は、「国民年金と農業者年金（新制度）」の加入率も9.5%と低く、逆に、「国民年金のみ」のものが5割を超えている。農業者年金の制度改革の影響と思われるが、気になる結果である^{注2)}。

第14表 農業から引退後に必要な生活費(50歳以上の経営者) 人、%

生活費	実数	比率
100万円未満	8	4.0
100~200万円	80	40.2
200~300万円	90	45.2
300~400万円	14	7.0
400~500万円	5	2.5
500~700万円	2	1.0
計	199	100.0

資料:表1に同じ

NA=119

第15表 50歳以上の経営者とその妻が加入(受給)している公的年金 人、%

	50歳以上の経営者										配偶者 実数	配偶者 比率		
	実 数					比 率								
	50-59 歳	60-69 歳	70-79 歳	80-89 歳	計	50-59 歳	60-69 歳	70-79 歳	80-89 歳	計				
国	38	37	5	3	83	51.4	41.6	14.3	37.5	40.3	127	73.8		
農(旧)	0	1	0	0	1	0.0	1.1	0.0	0.0	0.5	0	0.0		
農(新)	1	0	0	0	1	1.4	0.0	0.0	0.0	0.5	0	0.0		
厚	6	3	2	0	11	8.1	3.4	5.7	0.0	5.3	10	5.8		
国+農(旧)	10	21	18	3	52	13.5	23.6	51.4	37.5	25.2	4	2.3		
国+農(新)	7	6	3	0	16	9.5	6.7	8.6	0.0	7.8	3	1.7		
国+厚	2	9	2	2	15	2.7	10.1	5.7	25.0	7.3	14	8.1		
国+共	0	1	0	0	1	0.0	1.1	0.0	0.0	0.5	4	2.3		
国+他	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2	1.2		
国+農(旧)+農(新)	4	4	0	0	8	5.4	4.5	0.0	0.0	3.9	2	1.2		
国+厚+農(旧)	0	2	2	0	4	0.0	2.2	5.7	0.0	1.9	0	0.0		
国+厚+農(新)	1	1	2	0	4	1.4	1.1	5.7	0.0	1.9	0	0.0		
国+厚+共	1	1	1	0	3	1.4	1.1	2.9	0.0	1.5	3	1.7		
国+農(旧)+他	1	1	0	0	2	1.4	1.1	0.0	0.0	1.0	0	0.0		
国+共+他	1	0	0	0	1	1.4	0.0	0.0	0.0	0.5	1	0.6		
国+共+農(旧)	0	1	0	0	1	0.0	1.1	0.0	0.0	0.5	0	0.0		
国+共+農(新)	1	0	0	0	1	1.4	0.0	0.0	0.0	0.5	1	0.6		
国+農(新)+他	0	1	0	0	1	0.0	1.1	0.0	0.0	0.5	0	0.0		
他	1	0	0	0	1	1.4	0.0	0.0	0.0	0.5	1	0.6		
計	74	89	35	8	206	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	172	100.0		

資料:表1に同じ

注:国=国民年金、厚=厚生年金、共=共済年金、農(旧)=農業者年金(旧制度)、農(新)=農業者年金(新制度)

他=その他の公的年金

50歳以上の経営者 NA=112、その配偶者 非該当(配偶者なし)=32、NA=114

以上から、高齢者夫婦の公的年金受給に関しては、「夫婦とも国民年金のみ」と「夫が国民年金と農業者年金、妻が国民年金」という2つが典型的なタイプとして抽出できる。受給できる年金額は、国民年金が満額でも年間80万円弱、農業者年金も50~70万円程度

なので、前者は夫婦でよく140万円前後、後者は夫婦で200万円前後となる。とくに前者は生活ができるギリギリの収入を確保している状況であり、年齢的には、現在の70代よりも50代の方が、厳しくなることが予想される。

もっとも公的年金以外に収入があれば問題はない。第16表にみるように、公的年金以外に収入

第16表 公的年金以外の収入源の有無(複数回答) 人、%

	50歳以上の経営者		うち国民年金のみ加入			
	実数	比率	実数	比率		
ある	63	33.3	23	31.1		
農業以外の自営業	7	11.3	3	13.6		
給与所得	9	14.5	6	27.3		
仕送り・こづかい	1	1.6	0	0.0		
個人年金	25	40.3	6	27.3		
農地の小作料収入	14	22.6	5	22.7		
農地の売却代金	14	22.6	3	13.6		
預貯金の取り崩し	25	40.3	8	36.4		
その他	2	3.2	1	4.5		
回答者数	62		22			
ない	126	66.7	51	68.9		
計	189	100.0	74	100.0		

資料:表1に同じ

NA=129

のあては「ない」という人が3分の2を占め、「ある」という人は3分の1にとどまる。収入のあてがある人の場合、「個人年金」と「預貯金の取り崩し」をあげるものがそれぞれ4割で、「農地の小作料収入」や「農地の売却代金」をあげる者は少ない。ましてや「仕送り・こづかい」を期待する者はわずか1人で、他出した子どもたちからの金銭的な援助に老後を託せる状況はない。第16表では、経営者が国民年金のみに加入している人だけを取り出して検討している。「給与所得」を上げる人がやや多くなっている以外、全体の傾向と大きな違いはなく、国民年金以外にあてにできる収入はないという人が7割を占める結果となった。このように老後の生活費を公的年金にたよる傾向は強い。

6 賴りにしている人と介護・介助者

老後の生活にとって経済的な面と並んで重要なものは社会関係がある。豊かな社会関係が経済的な厳しさをカバーする面をもつことはよく知られている。第17表は、現在、同居の家族以外で最も頼りにする人について尋ねたものである。頼りにする内容については問うていない。この設問は、経営者と配偶者それぞれに回答して頂いた。家族以外に頼りにしている人は「特にいない」という者が、経営者と配偶者ともに約1割存在している。それ以外の9割の人には、家族以外に頼りになる人がいると答えている。ただし頼りにしている相手は、経営者と配偶者でやや異なっている。すなわち配偶者には、「近所に住む子ども」(22.8%)、「近隣市町村に住む子ども」(18.1%)、「近所に住む兄弟姉妹・親戚」(12.1%)など、肉親をあげる人が多いのに対して、経営主の場合は、「近所に住む子ども」(24.2%)に続いて、「近所に住む知人」(20.4%)を上げる人が多くなっている。この結果を見る限り、肉親以外の地域の人との結びつきは男性の方が強い傾向があるようだ。しかし、今回はアンケート調査ということもあり、質問が限定されているため結論づけるのは早計であろう。今後の課題したい。

さらに老後に關しては、誰に介護や介助をゆだねるのかという問題がある。第18表は、身体が不自由になった時に誰に介護・介助者を頼む予定かを尋ねた結果である。50歳以上の経営主全体でみると、「妻・夫」を選ぶ者が50.7%と最も多い。次いで、「未定・わからない」19.5%，「高齢者専用施設・介護施設に入所」12.7%と続く。同居

第17表 現在、同居の家族以外で最も頼りにしている人
(50歳代の経営者とその配偶者)

頼りにする人	実数		比率	
	経営者	配偶者	経営者	配偶者
近所に住む子ども	45	34	24.2	22.8
近隣市町村に住む子ども	16	27	8.6	18.1
遠方に住む子ども	18	15	9.7	10.1
近所に住む兄弟姉妹・親戚	10	18	5.4	12.1
近隣市町村に住む兄弟姉妹・親戚	24	9	12.9	6.0
遠方に住む兄弟姉妹・親戚	5	8	2.7	5.4
近隣に住む知人	38	15	20.4	10.1
近隣市町村に住む知人	1	1	0.5	0.7
遠方に住む知人	0	0	0.0	0.0
民生委員	0	1	0.0	0.7
保健婦	1	2	0.5	1.3
農業委員	2	0	1.1	0.0
その他	3	1	1.6	0.7
特にいない	23	18	12.4	12.1
計	186	149	100.0	100.0

資料：表1と同じ

経営者 NA=132、配偶者 非該当(配偶者なし)=32、NA=137

や別居の子どもをあげるものはそれほど多くはない。第18表には、夫婦のみ世帯の結果も掲載しているが、傾向は同じである。この設問に関しては経営者のみが回答していることの影響もあるだろう。

第18表 身体が不自由になったときの介護・介助者(50歳以上の経営者 人、%)

	全 体		夫婦世帯		単身世帯	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率
夫・妻	104	50.7	43	50.6	3	25.0
同居の子供・家族	18	8.8	5	5.9	0	0.0
近所に住む子供・家族	6	2.9	4	4.7	0	0.0
近隣市町村に住む子供・家族	4	2.0	3	3.5	2	16.7
近所に住む兄弟姉妹・親戚	0	0.0	0	0.0	0	0.0
近隣市町村に住む兄弟姉妹・親戚	0	0.0	0	0.0	0	0.0
近所に住む知人	0	0.0	0	0.0	0	0.0
在宅のまま介護サービスを利用	7	3.4	1	1.2	3	25.0
高齢者専用施設・介護施設に入所	26	12.7	8	9.4	3	25.0
未定・わからない	40	19.5	21	24.7	2	16.7
計	205	100.0	85	100.0	12	100.0

資料:表1に同じ

全体 NA=113、夫婦世帯 NA=44、単身世帯 NA=33

通常、夫の方が年上で寿命も短いため妻に介護してもらえる可能性が大きいからである。しかし、問題は夫婦のどちらか一方が他界し、単身世帯になった場合の対処の仕方である。単身世帯の回答結果も載せているが、回答率が低いためあまり参考にはならないものの、「在宅のまま介護サービスを利用」「高齢者専用施設・介護施設に入所」という回答が増えている。

一方で、今回は分析していないが、並行して実施しているインタビュー調査では、「子どもに迷惑をかけたくない」「子どもの世話をになりたくない」という意見がよく聞かれた。経済的援助は期待できない子ども世代に、どのていど介護・介助を期待できるのだろうか。この点も、今後に残された課題である。

また、「家族以外で最も頼りにしている人」として、経営者から選択されていた「近隣に住む知人」を選んだ人は皆無とであった。地域住民は、介護・介助にとって無力なのだろうか。もしそうでないとすればどのような関わり方が可能なのであろうか。この点に関しても、今後さらに深めていきたい。

7 小括

以上みてきたように高齢化率と1世代世帯の比率が高い栗山町では、農家世帯の半数以上に後継者がいないという状況にあった。老後の生活に不安をもちつつも、国民年金と農業者年金などの公的年金を受給し、できるだけ長く農業経営を継続し、現住地で暮らすことを望んでいた。

しかし、国民年金や農業者年金の受給額は不安のない老後を送るには十分な額とは言えない。とりわけ現在の50代は国民年金のみの加入者率が約5割と高く、農業の先行きが見通せないこともあって、老後の生活に対する不安は大きいと思われる。従って、「年金+α」の収入が必要であろう。 α の額は大きくなくてもいい(小田切(2009))。幸い農業は、自分のペースに合わせた働き方ができ、「生きがい」と「+ α の収入」を同時に可能にする可能性を秘めている。そのためのシステムをどう作り上げていくか検討する必要がある(小内(2007), pp.124-131)。

一方、インタビュー調査の過程で、40代の比較的若い経営者が、離農が進み売却された土地を限界まで集積した場合、現在担っている地域の仕事(例えば、地域のための除雪)に割く時間が確保できなくなるのではないかという問題を提起していた。そうなればやは

り元気な高齢者の出番となるであろう。つまり高齢農家が、できる範囲で農業を継続しつつ地域で生活していくことは、地域内の協力関係の維持にとっても重要なのである。

そのうえでいよいよ介護が必要になった時に、地域としてどうサポートするのかが問われてくる。少なくとも今回の調査では、金銭面でも、介護の面でも、子ども世代を頼りにする時代ではなくなってきていることが示唆された。一方で、高齢者の増加に見合った医療・介護施設を整備することが難しくなってきている。そうなると地域でその一部を担うことが必要不可欠になるだろう。しかし、介護・介助といったきわめてプライベートな領域に地域住民が関わることは難しい。ではどのようなサポートが有効なのであろうか。その点を明らかにすることは今後の課題である。

注 1) 調査は、栗山町役場、栗山町農業委員会、栗山町農業振興推進委員会、(財)栗山町農業振興公社の協力を得て行われた。調査票を各地区の農業推進委員へ郵送し、農業推進委員から農事組合長に配布・回収を依頼して頂いた。その際、「在農している全農家及び農事組合に加入している営農農家（但し非営農農家は農地流動化調査のみとする）」を調査対象としてお願いしたため、回収できた 490 票（有効票 481 票）は 2010 年の農林業センサス調査の販売農家数 446 を超える結果となった。従って、地域農業に関わりをもつ世帯を網羅的に把握したという意味で極めて貴重なデータと言うことができる。以下の分析で、設問によっては NA（無回答）が多くなっているが、それは以上のような調査方法をとったことが影響していると考えられる。

注 2) 農業者年金の制度改正に関しては、柳村・棚橋・佐久間(2011)の補論参照のこと。

IV 高齢農業者の引退行動

1 農家調査のねらい

以上のようなアンケート結果の分析を踏まえ、以下では、農家調査の結果に基づいて高齢農業者の引退の遅延をめぐる問題構図をより詳しく把握する。従来、北海道における後継者不在の農業経営者の典型的な引退行動は次のような明瞭な特徴を有していた。

- ①農業後継者ではない子は他出するため、後継者不在農家は高齢者世帯として存在する。
- ②経営移譲年金の受給資格取得が引退の契機となる。
- ③引退後に都市や市街地に移住し、子と同居する。移住後の同居子が老親のケアを担う。
- ④移住を伴う老後生活の資金は農地等の経営資産の売却処分によって賄われる。

つまり、引退した農業者の老後生活は、地理的には都市ないし市街地、人的には同居家族が支えていたことになる。ところが近年、経営移譲年金制度の廃止、農地売却の困難化、介護サービスの開始といった、経営資産処分と老後生活設計の双方に関わる条件の変化が認められるようになり、高齢農業者の引退行動に変化が生じていると予想される。①～④の特徴がどのように変化したのかを中心に分析を進めることにする。

調査は 60 代の農業経営者を対象に 2010 年 11 月から 11 年 1 月にかけて実施した。60 代は後継者の有無が確定するとともに、自らの引退と老後生活を身近な問題として認識している年代と考えられる。後継者不在（17 戸）、後継者確保（7 戸）の 2 タイプを想定して

農業経営者 26 名を対象に聞き取り調査を行ったが、その他に後継者不確定（2 戸）に分類すべきケースがあった。

なお、後継者不在農家については 60 代前半（8 戸）と後半（9 戸）のバランスに配慮した。また、後継者確保農家において別居の後継者が増加しているとの情報を得たので、同居（4 戸）と別居（3 戸）の双方の聞き取りが出来るように配慮した。さらに、農地移動が比較的活発な平坦地区（15 戸）と停滞的な丘陵地区（11 戸）の比較が可能となるよう農家を選定した。

2 高齢農業者の経営対応

（1）作付粗放化による高齢化対応

調査農家の経営耕地面積は 130 a ~ 3,053 a の範囲にあり、バラツキの大きい分布を示す。平坦地区 15 戸の平均経営耕地面積は 871 a であるのに対し、丘陵地区では 1,241 a と、地区による差が認められる（第 19 表）。丘陵地区では畑の比重が大きく、畑主体の地目構成となっている経営も少なくない。農家タイプ別に見ると、「後継者がいる」が 1,301 a と最大で、「後継者不在・60 代前半」が 728 a と最も小さい。

第19表 農家タイプ別に見た平均経営耕地面積

単位:a. 戸

	平坦地区	丘陵地区	計
後継者不在 60代後半	984 (5)	1,081 (4)	1,027 (9)
" 60代前半	633 (5)	876 (3)	724 (8)
後継者不確定	1,151 (1)	1,412 (1)	1,282 (2)
後継者がいる	955 (4)	172 (3)	1,301 (7)
計	871 (15)	1,241 (11)	1,027 (26)
うち田	745	695	724
うち畑	125	546	303

資料：経営耕地面積は 2010 年度の数値で、聞き取りの結果による。

注：カッコ内は集計戸数。

「後継者不在・60 代後半」は「同・60 代前半」よりも経営耕地面積が大きく、高齢化と経営耕地面積の関係は明瞭に現れない。これは、第 1 に、多様な地目・作物が混在している地域農業の特徴の反映であるとともに、第 2 に、高齢化に伴い漸次的な経営耕地の縮小が行われていないことの結果でもある。調査農家が最近 10 年間において農地を売却・貸付したケース

第20表 最近10年間における農地の売却・貸付

農家タイプ	地区	移動年	内容	地目・面積	農地の位置	移動理由
後継者不在	A 丘陵地区	2009年	貸付	田 2.45ha 畑 1.2ha	同じ集落内	経営縮小のため隣家の親類に貸付
			売却	田 2ha	地続き	息子が後を継がないことが明確になり負債整理のため縮小
	C 丘陵地区	2006年	貸付	畑 20ha	通作地(隣町)	農外兼業に伴う経営縮
	D 平坦地区	2009年	売却	畑 3ha 田 4ha	通作地(隣町)	縮小のため売却
後継者がいる	E 平坦地区	2007年	売却	田 2.2ha	通作地	隣接地購入のため売却
	F 平坦地区	2009年	貸付	田 3.41ha	地続き	経営縮小のため貸付

資料：聞き取り結果による。

は 6 件で、後継者不在農家によるものは 4 件である（第 20 表）。農地の処分、特に売却は困難な課題と認識されている。作業委託も小麦播種や稻作防除等の一部の作業に限られおり、高齢農業者にとって重要な経営対応にはなっていない。

高齢化に対するより一般的な対応は作付作物の変更である。後継者不在農家における 2000 年以降の作付の変更は以下の通りである（第 21 表）。

- ①2010 年から種子馬鈴薯の作付中止（高齢のため）。
- ②2000 年から小麦を縮小し牧草栽培、酪農家が収穫・搬出（水稻から花き栽培への経営転換の結果）。

- ③2000年から大豆・小豆・カボチャ・ユリ根を中止して機械作業で対応しやすい畑作・牧草・緑肥に転換（公職就任への対応）。
- ④2000年から転作補助金の増額を機に稻作中止（経営不振による）。
- ⑤2010年から稻作中止（経営主入院への対応）。
- ⑥2005年頃に転作作物を小豆から小麦に変更（雇用労働力の確保難への対応）。

以上のうち高齢を直接の理由とするのは①だけで、④のように経営不振が原因で、高齢化対応とは言い難いものもある。しかしその他は高齢化が重なり、作付変更が一時的な対応にとどまらず固定化している。作付変更は端的に粗放化であり、その延長に不作付地が現れることにも注意する必要がある。

(2) 家族の構成と労働力対応

次に、家族と労働力についてみる。調査農家は概ね夫婦2人の基幹農業従事者を有している（第22表）。経営主が主に農外の仕事に従事している農家は1戸のみで、農業専業が大半を占める。

第22表 調査農家の世帯員と近隣在住他出子

	経営主	妻	同居家族	近隣在住の他出子	日雇(人日)	常雇(人)	備考
後継者なし 60代後半	1○69 2○69 3○68 4○68 5○67 6○67 7○66 8○66 9●65	○66 ○69 ○62 ○58 ○64 ○65 ○62 ○65 ○63	□母86	長女45南幌 次女42江別 長女42長沼 長男40栗山 △長男42栗山 △次男38栗山 長女30岩見沢 次女35栗山 △長女38札幌 △長男37俱知安 長女40代江別 △長男42岩見沢 次男40栗山 △長男40栗山 長女36苦小牧 次女32千歳	不明(妻の妹) 40 120 5 120 50		
後継者なし 60代前半	10○64 11○63 12○63 13●63 14▲63 15○62 16○61 17○61	○62 ▲長男41 母95*	長女38 △次男31江別 次男41栗山 次男35札幌 次男28岩見沢 長女23恵庭 長女38札幌		1~2 30 30 30		
後継者不確定	18○62 19○61	○61	○長男35 次男18 母90 ▲長男38 ▲長男妻38		50 2100~2400		
後継者確保 別居	20○66 21○64 22○62	○63 ○61 ○62	母88	○長男34栗山 □長男妻36栗山 次女37札幌 ○長男33栗山 長男妻29栗山 ○長男38栗山 長男妻?栗山 長女?札幌 次女?札幌	40~60 41	3	経営移譲済
後継者確保 同居	23○66 24○64 25○61 26○60	△66 ○61 ○60 ●長男32	○次男36 □次男妻 ○長男37 ○長男妻37 父92 母93 ○長男35 ○長男妻36 長女34 長女40栗山		90		経営移譲済

○は基幹農業従事者、□は補助農業従事者、△は手伝い、黒塗りは同居世帯員のうち、農業と農外の両方に従事している者。
下線を施した者は単身者を示す。また、「*」は医療・介護施設に入院・入所中の者を示す。

第21表 後継者不在農家の作付と最近10年間の経営対応
単位:a

	経営耕地面積	水稻	水稻以外	農地の売却・貸付	作付の変更
丘陵地区	60代後半	620	120 小麦380, カボチャ120	A	①
		936	小麦371, バラ72, 牧草460, 不作付30		②
		966	小麦157, 種子大豆270, 種イモ200, カボチャ60		
		1,800	小麦900, 種子400, 緑肥370, 牧草130		③
	60代前半	1,007	小麦100, 小豆150, 大豆237, カボチャ110		④
		700	小麦500, 不作付200	C	
		921	小麦150, 種子大豆220, 種子小豆80, カボチャ80, 種イモ250		
		967	ハウス(イチゴ、スイートコーン)98, 不作付地50		
平坦地区	60代後半	1,863	小麦1,479, タマネギ230, 緑肥100		⑤
		672	小麦100		
		908	水稻793, 小麦90, バラ4	B	⑥
		511	タマネギ188		
	60代前半	583	カボチャ57, 長ネギ32		
		623	623		
		797	小麦175	D	
		638	618		
		483	メロン100		

資料:聞き取りの結果による。

注:「農地の売却・貸付」のA~Dは第5表に示した事例の記号である。

まず同居子についてみると、北海道では農業に従事しない子は他出する場合が多いが、調査農家についてみると、後継者が不在ないし不確定の農家であっても同居の子がいないわけではない。しかし、将来就農する予定だがその時期が決まっていないケース（19番農家）を除くと、同居子は全員が独身者で、結婚後に独立する可能性が高い（18番農家は後継候補者は就農しているが農業の継続が確実ではないケース）。後継者不在農家では従来同様、既婚の子との同居は例外的とみられる。

次に近隣在住の他出子についてみると。調査の結果、多数の近隣他出子の存在が確認された。同居子と近隣他出子がともにいるのは4番農家と13番農家のみであった。注目すべきは60代後半の農家では近隣他出子が農作業の一部に従事する場合が多いことであり、これが高齢農業者の営農継続の条件になっているとみられる。60代後半の農家は60代前半の農家に比べて雇用が多く、総じて同居世帯員以外の労働力を調達する場合が多い。

なお、近隣他出子のなかにも単身者が散見される。同居子・他出子を問わず単身者が増加しているとすれば、高齢者に対する家族ケアの条件は狭まっているとみなければならない。

（3）営農継続と老後生活設計

調査農家の営農継続の意向についてみる（第23表）。まず、後継者不在農家においては経営移譲年金受給に向けた引退の予定者は存在しない。後継者不在農家の経営者17名のうち8名が農業者年金の制度改正時に特例脱退し、一時金を取得している。また2名が新制度に加入している。継続7名が経営移譲年金の受給資格をもつが、経営移譲年金の受給よりも営農継続の意向が強い。農業者老齢年金と比べた経営移譲年金の加給部分が縮小しているためと思われる。

引退時期については住宅ローンや営農の負債を完済するまで営農を継続するという目処を立てているケースも見られるが、60代前半では「健康である限り」「可能な限り」という人が多い。それに対し60代後半では70才頃を目処にしている人が多く、引退を間近に

迫った問題として受け止めている。

一方、農地処分については、売却を希望してもその見通しについては厳しい見方をしている人が多い。貸付ならば可能という見通しでもなく、総じて農地処分に関する展望を描きにくいようである。60代後半的回答も同様であった。

以上のように、かつて一般的であった経営移譲年金受給に向けた引退行動は影を潜めた。65歳は引退目標年齢では

第23表 後継者不在農家の営農継続と農地処分の意向

地区	経営主年齢	農業者年金		営農継続意向	農地処分
		夫	妻		
平坦地区	60代前半	継続	加入	健康である限り	売却希望
		脱退	×	健康である限り	長男に継がせたいが、見通しはない
		継続	×	70才頃まで	本家に売却か貸付
		脱退	×	身体の条件よりも採算がとれるまで継続	未定
		加入	×	65才頃まで	未定
	60代後半	継続	×	78才頃（住宅ローンの返済完了まで）	処分は長男に任せる
		脱退	×	69才頃	売却希望だが、売却も貸付も厳しい
		継続	×	70才頃	甥に売却か賃貸をしたい、
		脱退	×	70才（負債の返済完了まで）	売却希望だが、困難なので貸付
		脱退	×	70才頃	地域の担い手に売却
丘陵地区	60代前半	脱退	×	資金返済が完了する65才までは継続、その後は未定	未定
		継続	×	可能な限り	直ぐに農地を売却する考えはない
		継続	×	可能な限り	近隣農家に貰す意向で、そのために基盤整備も実施
	60代後半	継続	加入	74才頃	自家菜園を残して売却
		脱退	×	身体が続く限り	売却を希望（小作料が安い）
		脱退	×	70才頃	貯付（売却収入の便益がない）
		加入	加入	70才頃（体力次第）	売却ないし貸付

資料：聞き取りの結果による。

注：農業者年金の「脱退」は旧制度の特例脱退、「継続」は旧制度の加入継続（新制度未加入）、「加入」は新制度への加入、「×」は未加入であることを表す。

なくなり、60代前半では「可能な限り農業経営を継続」という考え方が主流である。60代後半になると高齢農業の限界感から引退を間近な問題としてとらえつつ、農地処分についての見通しが立たず、営農を継続するケースが生じているとみられる。そのようにして継続される高齢農業者の営農を、後継者となる予定がない同居子や近隣他出子が労働力面で支えるという構図を描くことができる。

老後生活の予定についてみると、後継者確保農家は従来通りの「現在地で子と同居」である。現在後継者世代が別居している農家でも二世帯住宅の建設と将来の同居を予定している。

後継者不在の場合、将来の予定を明確に回答した農家は少なかった。「現在地で子と同居」が1件あり、二世帯住宅をすでに建設している（同居は現時点で実現していない）。これは例外的とみられるが、従来型の「移住して子と同居」も1件のみにとどまる。子が親の受入準備を進めているケースだが、他に同じ例は見られなかった。他出子による労働力支援は行われていても、それが老親の受け入れにつながる見通しではないとみるべきであろう。このほか将来の施設入居2件、市街地移住1件があるが、いずれも「子供の世話になりたくない」「迷惑をかけたくない」という意向を示す農家であった。

後継者不在農家で最も多いのが「現状維持」であり、老後生活の展望を描けないのが実状である。今回の調査が60代の現役農業者を対象にしているため、引退の延期に伴い老後生活の方針決定が先送りされているのであろう。「現状維持」の先にどのような問題や対応が現れるのか、70代以上の現役または引退した農業者の状況を把握することが課題となる。

V むすび

北海道の農業者の老後生活設計は「都市移住・子と同居」を指向するものであったが、それは大きく様変わりしている。その背景として、第1に、農地等の農業経営資産売却による移住資金調達の困難、第2に、介護保険制度、親世代を含めた家族ケアを当然視しない意識の拡がり、単身者の増加による家族ケアの困難をあげることができる。

「都市移住・子と同居」からの転換は、従来、都市に居住する家族に依存していた引退農業者のケアを、農村の家族以外のセクターが担わなければならないことを意味する。

「都市移住・子と同居」に代わる老後生活は農村居住の継続と非家族的ケアが基本となるので、農村地域福祉の充実が求められる。現時点では、2000年から開始された介護保険制度によって要介護者の受入体制が整備されたが、将来、施設介護サービスは受入能力の限界に直面し、新たな高齢者福祉の体制構築を迫られる可能性がある。

受入施設の能力に加え、サービス受益者の経済的負担も大きな問題である。農業者年金の制度改正に伴い、国民年金以外の公的年金に加入していない農業者が増加しているが、自営所得の補完を旨として設計されている国民年金制度は引退した農業者の生活を保障するものではない。また、地代は農業所得を代替する水準ではない。農業を継続する場合も、直接支払制度への加入要件が厳しくなると高齢農業者の農業所得の低下を招くおそれがある。

「都市移住・子と同居」の老後生活設計が崩れる一方、それに代わる生活ビジョンが見通せない状況下では、対応を先送りして現状を維持することになる。高齢農業者の引退の遅延はこうした問題構図の中で生じているのである。

引用文献

- 小田切徳美(2009)『農山村再生 「限界集落」問題を超えて』, 岩波ブックレット
- 小内純子(2007)「担い手としての高齢者」日本村落研究学会編『むらの社会を研究する』 農文協
- 小内純子(2011)「水田地帯の福祉問題と対応策」北海道地域農業研究所編『北海道における農村福祉問題の構図と農協福祉活動の展望』
- 坂下明彦(2011)「北海道農村の世帯構造と高齢者」北海道地域農業研究所編『北海道における農村福祉問題の構図と農協福祉活動の展望』
- 棚橋知春・佐久間勇走(2011)「経営形態別の世帯構造－統計分析－」北海道地域農業研究所編『北海道における農村福祉問題の構図と農協福祉活動の展望－世帯構造分析編－』
- 柳村俊介(1998)「大規模経営の継承と参入－北海道農業の課題」, 酒井惇一他『農業の継承と参入』, 農山漁村文化協会, 第四章
- 柳村俊介・棚橋知春・佐久間勇走(2011)「水田地帯の世帯構造・栗山サテライトー後継者なし世帯の進路－」北海道地域農業研究所編『北海道における農村福祉問題の構図と農協福祉活動の展望－世帯構造分析編－』

(I , II , IV , V - 柳村, III - 小内)